

平成30年度保育料月額表(短時間認定)について(お知らせ)

保育料月額表は、下記のとおりです。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第 1	生活保護法による被保護世帯等 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0	
第 2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	7,000 (0) (0)	5,000 (0) (0)	5,000 (0) (0)	
第 3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 14,700 (7,350) (0)	12,700 (6,350) (0)	12,700 (6,350) (0)	
第 4		48,600円以上 22,600 (11,300) (0)	20,600 (10,300) (0)	20,600 (10,300) (0)	
第 5		97,000円未満 29,400 (14,700) (0)	25,500 (12,750) (0)	22,600 (11,300) (0)	
第 6		120,000円未満 35,300 (17,650) (0)	27,500 (13,750) (0)	23,500 (11,750) (0)	
第 7		169,000円未満 43,200 (21,600) (0)	28,500 (14,250) (0)	24,500 (12,250) (0)	
第 8		190,000円以上 49,100 (24,550) (0)	28,500 (14,250) (0)	24,500 (12,250) (0)	
第 9		301,000円未満 54,000 (27,000) (0)	28,500 (14,250) (0)	24,500 (12,250) (0)	
第 10		320,000円以上 61,900 (30,950) (0)	29,400 (14,700) (0)	25,500 (12,750) (0)	
第 11		397,000円未満 63,800 (31,900) (0)	29,400 (14,700) (0)	25,500 (12,750) (0)	
第 11		397,000円以上	63,800 (31,900) (0)	29,400 (14,700) (0)	25,500 (12,750) (0)

＜多子軽減の保育料＞：平成28年4月より適用

・第2、第3、第4階層のうち市町村民税が、57,700円未満の世帯については、支給認定保護者と生計が同一に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、保育料額を決定する。

＜ひとり親家庭等の保育料＞：平成29年4月より適用

・児童の属する世帯が第2、第3、第4階層のうち市町村民税が、77,101円未満に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯等は、世帯が同一に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、下記の表を月額保育料とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 2-1	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	0	0	0
第 3-1	第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 6,850 (0) (0)	5,850 (0) (0)	5,850 (0) (0)
第 4-1		48,600円以上 9,000 (0) (0)	6,000 (0) (0)	6,000 (0) (0)
	77,101円未満	(0) (0)	(0) (0)	(0) (0)

・保育料月額表の()内の金額は、第4階層(うち市町村民税57,700円以上)から第11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合の2人目以降の児童に適用される金額です。

※算定方法については、次により算定します。

○2人目の保育料=当該児童の保育料×1/2 ○3人目以降の保育料=0

○兄弟姉妹数は、年齢が高い順に数え、算定します。(※保育所等に在籍している児童のみ)

(例)5歳(保育所)、3歳(保育所)、1歳(保育所)の3人の児童が入所している市町村民税所得割額が1.0万円で第5階層の世帯の場合

○5歳 22,600円 3歳 25,500円×1/2=12,750円 1歳0円 計 35,350円 となります。

・同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母等が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入により保育料を決定します。

・保育料の算出には、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等適用されない控除がありますので、ご留意願います。

・保育料の決定について!!(毎年9月が保育料の切り替え時期です。)

平成30年4月分から8月分は、平成29年度の市町村民税の金額により決定し、平成30年9月分から平成31年3月分は、平成30年度の市町村民税の金額により決定します。